ときは、その端数を四捨五入する。）から四・六八四を控除した数に〇・一六九を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に算式イに係る密度補正の密度から一・四九六を控除した数に〇・〇六二を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた率に一を加えた率とする。

12　市町村の「生活保護費」に係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正の密度に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）から四・六七七を控除した数に〇・一六五を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に算式イに係る密度補正の密度から一・四九五を控除した数に〇・〇八三を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた率に一を加えた率とする。

13　都道府県の「社会福祉費」に係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正の密度から〇・一七五を控除した数、当該測定単位に係る算式イに係る密度補正の密度から〇・一九八を控除した数、当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正の密度から〇・〇一八を控除した数、当該測定単位に係る算式エ⑴に係る密度補正の密度から〇・〇五〇を控除した数、算式エ⑵に係る密度補正の密度から〇・二一五を控除した数、算式エ⑶に係る密度補正の密度から〇・〇三六を控除した数及び算式オに係る密度補正の密度から〇・〇一九を控除した数を合算した率に一を加えた率とする。

14　市町村の「社会福祉費」に係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正の密度から〇・五六〇を控除した数に〇・三四五を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、当該測定単位に係る算式イに係る密度補正の密度から一・三八四を控除した数に〇・〇八八を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正の密度から〇・一三四を控除した数、当該測定単位に係る算式エに係る密度補正の密度から市（福祉事務所設置町村を含む。）にあつては〇・〇七〇を控除した数、当該測定単位に係る算式オ⑴に係る密度補正の密度から〇・〇三四を控除した数、算式オ⑵に係る密度補正の密度から〇・一四五を控除した数、算式オ⑶に係る密度補正の密度から〇・〇二四を控除した数及び算式カに係る密度補正の密度から〇・〇一三を控除した数を合算した率に一を加えた率とする。

15　「衛生費」に係る密度補正Ⅰ係数は、当該都道府県の人口（保健所設置市等を包括する都道府県にあつては、当該都道府県の人口から保健所設置市等の区域に係る人口を控除した数）を当該都道府県の面積（保健所設置市等を包括する都道府県にあつては、当該都道府県の面積から保健所設置市等の区域に係る面積を控除した数）で除して得た数（表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この項及び別表第一において「保健所設置市等以外の区域に係る人口密度」という。）に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た数の合計数を当該率を乗ずる前の保健所設置市等以外の区域に係る人口密度で除して得た率とし、密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る都道府県立病院密度、当該測定単位に係る都道府県立病院事業債元利償還金密度及び当該測定単位に係る都道府県立病院事業債同意等額密度の合計数から〇・〇四九を控除した数、当該測定単位に係る都道府県立大学附属病院等密度、当該測定単位に係る都道府県立大学附属病院事業債元利償還金密度、当該測定単位に係る都道府県立大学附属病院事業債同意等額

ときは、その端数を四捨五入する。）から四・五八四を控除した数に〇・一七二を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に算式イに係る密度補正の密度から一・五〇八を控除した数に〇・〇六二を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた率に一を加えた率とする。

12　市町村の「生活保護費」に係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正の密度に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）から四・五八四を控除した数に〇・一六八を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に算式イに係る密度補正の密度から一・五〇八を控除した数に〇・〇八二を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた率に一を加えた率とする。

13　都道府県の「社会福祉費」に係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正の密度から〇・一五九を控除した数、当該測定単位に係る算式イに係る密度補正の密度から〇・二一四を控除した数、当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正の密度から〇・〇一二を控除した数、当該測定単位に係る算式エ⑴に係る密度補正の密度から〇・〇五〇を控除した数、算式エ⑵に係る密度補正の密度から〇・二〇七を控除した数、算式エ⑶に係る密度補正の密度から〇・〇三六を控除した数及び算式オに係る密度補正の密度から〇・〇一三を控除した数を合算した率に一を加えた率とする。

14　市町村の「社会福祉費」に係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正の密度から〇・五七四を控除した数に〇・三二二を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、当該測定単位に係る算式イに係る密度補正の密度から一・三二五を控除した数に〇・〇八二を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正の密度から〇・一四三を控除した数、当該測定単位に係る算式エに係る密度補正の密度から市にあつては〇・〇七三を控除した数、当該測定単位に係る算式オ⑴に係る密度補正の密度から〇・〇三四を控除した数、算式オ⑵に係る密度補正の密度から〇・一三八を控除した数、算式オ⑶に係る密度補正の密度から〇・〇〇八を控除した数及び算式カに係る密度補正の密度から〇・〇二四を控除した数を合算した率に一を加えた率とする。

15　「衛生費」に係る密度補正Ⅰ係数は、当該都道府県の人口（保健所設置市等を包括する都道府県にあつては、当該都道府県の人口から保健所設置市等の区域に係る人口を控除した数）を当該都道府県の面積（保健所設置市等を包括する都道府県にあつては、当該都道府県の面積から保健所設置市等の区域に係る面積を控除した数）で除して得た数（表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この項及び別表第一において「保健所設置市等以外の区域に係る人口密度」という。）に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た数の合計数を当該率を乗ずる前の保健所設置市等以外の区域に係る人口密度で除して得た率とし、密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る都道府県立病院密度、当該測定単位に係る都道府県立病院事業債元利償還金密度及び当該測定単位に係る都道府県立病院事業債同意等額密度の合計数から〇・〇四八を控除した数、当該測定単位に係る都道府県立大学附属病院等密度、当該測定単位に係る都道府県立大学附属病院事業債元利償還金密度、当該測定単位に係る都道府県立大学附属病院事業債同意等額